

## 第34回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和8年4月20日（月）【午前9時00分開会】

1. 開催日時 令和8年4月20日（月）午前9時00分から午前10時10分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 9人  
会長 10番 大橋 好一  
会長職務代理者 8番 琴寄 成人  
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己  
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男
4. 参集推進委員  
鯉沼 正男推進委員長 大橋 和枝推進委員
5. 議事日程  
開会  
議事録署名委員の指名  
会議書記の指名  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について  
議案第4号 壬生町農用地利用集積等促進計画の件について  
報告第1号 非農地証明願の件について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について  
報告第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について  
報告第5号 農地法第5条の規定による届出受理処分取消願の件について  
その他  
閉会
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 岡 洋子 主幹兼農地調整係長 今野 大地 主査 田口 梨沙  
主査 山川 慶一

## 7. 会議の概要

令和8年4月20日（月）【午前9時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第34回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は8名で、高橋宏治委員より只今こちらに向かっている旨連絡をいただいております。また、木野内佳代子委員より欠席の連絡をいただいております。なお、本日は鯉沼正男推進委員長、大橋和枝推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 改めましておはようございます。本日は開会時間がいつもより1時間早く9時からの総会となっておりますが、皆さん定刻通りに出席いただき、どうもありがとうございます。

先ほど、新しく異動してきた職員から挨拶がありましたが、今職場においては異動の季節ですが、心機一転、新年度、また新たに皆様と農業委員会活動を行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

先月29日に町長・町議会議員選挙がございまして、小菅町長が5期目、新たに16名の議員の皆様が当選なさいました。壬生町の農業、また私達農業者が持続可能な、やりがいのある農業施策をしっかりと進めていただきたいと思っております。

また、私たちもこの7月をもって改選を迎えます。そしてその募集状況がわかりまして、農業委員においては、10名の定員のところ、13名の応募があり、本日の午後、選考委員会が開催されるということです。農地利用最適化推進委員におきましては、15名の定員のところ、16名から応募があり、推進委員につきましては、農業委員会が委嘱するということです。我々農業委員が選考するということとなります。この総会后、選考について、皆様にご協力いただいて、適任の方を選考したいと思いますので、よろしく願いいたします。また、総会の後に、先々月刀川委員から提案いただきました農業委員会の事業の在り方についても、話し合いの場を持ちたいと思いますので、本日の議事日程が多くありますが、スムーズな進行をしてまいりたいと思いますのでお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

- 局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、2番 安納一雄委員、4番 刀川正己委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野主幹を指名いたします。

---

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明(今野農地調整係長)

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (旭町) 自作地 40㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ (星の宮) 自作地 68㌥ 借受地 496㌥  
(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 \_\_\_\_\_ 田 3141㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円/10a 稼働3人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (北海道) 自作地 6㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ (上通町) 自作地 287㌥  
(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 \_\_\_\_\_ 田 611㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働1人

第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下町) 自作地 26畝

譲受人 \_\_\_\_\_ (下町) 自作地 19.2畝 借受地 1.8畝  
貸付地 2.1畝

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉 \_\_\_\_\_ 田 842㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働7人

#### 第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (北原) 自作地 30.7畝 借受地 5畝

譲受人 \_\_\_\_\_ (北原) 自作地 90.1畝 借受地 24.2畝

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 \_\_\_\_\_ 畑 362㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円/10a 稼働4人

なお、第1項から第4項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農作業常時従事要件について、申請書、添付資料、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

#### ●1番 早乙女 春香 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る4月13日に私と安納一雄農業委員、戸崎裕司推進委員と、譲受人の \_\_\_\_\_ 氏の立会いのもと、現地調査を行いました。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との要件も満たしておりました。以上ご



(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第3項について説明いたします。

去る4月11日に私と刀川正己農業委員、大橋和枝推進委員と、譲渡人の\_\_\_\_氏の立会いのもと、現地調査を行いました。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第4項について説明いたします。

去る4月11日に私と木野内佳代子農業委員、高山ゆき子推進委員と、譲渡人の\_\_\_\_\_氏の\_\_\_\_\_氏の立会いのもと、現地調査を行いました。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野大地農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_（上長田）

譲受人 \_\_\_\_\_（宇都宮市）

（土地の表示）

壬生町大字安塚\_\_\_\_\_ 畑 3 2 1 m<sup>2</sup>

一般住宅敷地 贈与による所有権移転

第2項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (国谷新田)

賃借人 \_\_\_\_\_ (上三川町)

(土地の表示)

壬生町大字国谷\_\_\_\_\_ 田 2 9 4 m<sup>2</sup>

壬生町大字国谷\_\_\_\_\_ 田 1 0 7 2 m<sup>2</sup>

壬生町大字国谷\_\_\_\_\_ 田 6 3 3 m<sup>2</sup>

合計 1 9 9 9 m<sup>2</sup>

園芸用土採取 2年間の賃貸借権の設定

第3項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (国谷新田)

賃借人 株式会社\_\_\_\_\_  
代表取締役 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字国谷\_\_\_\_\_ 畑 2 8 3 4 m<sup>2</sup>

園芸用土採取 4ヶ月間の賃貸借権の設定

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る4月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 7番 葭葉 孝男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 7番 葭葉 孝男 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る4月15日水曜日に、私と、琴寄成人職務代理、木野内佳代子農業委員、鯉沼正男推進委員長、大橋和枝推進委員、岡 洋子局長、今野大地主幹、山川慶一主査の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北西に約680mのところに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は\_\_\_\_\_内のアパートで子育てをしながら生活しております。新居を構えるために市街化区域を検討しておりましたが、資金面等で折り合いがつかず、契約合意に至らなかったところ、\_\_\_\_\_の居住地に隣接しており、子どもの面倒をみてもらうことが出来、将来的には\_\_\_\_\_の老後の面倒を見ることが出来るという観点から、\_\_\_\_\_が所有する申請地を選定いたしました。

事業資金は、金融融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

なお、本案件については、農地への日陰の影響を理由に、\_\_\_\_\_隣接農地を所有する方からの同意がとれておりません。農地法では、「転用行為の妨げとなる権利を有する者」の同意を得ていない場合は許可することが出来ないことになっておりますが、隣接地の所有者及び耕作者は、「転用行為の妨げとなる権利を有する者」には当たらないと解されております。

また、建設予定の住宅は、最高高さ\_\_\_\_\_mの平屋建て一般住宅で、北側農地に影を作るものの、一般基準に触れるような、周辺農地の営農状況に支障を生ずるまでの影響はないと考えられます。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当し、代替性の検討も行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長     ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長     それでは、私からよろしいですか。先ほどの説明の中に、隣接地の所有者及び耕作者は、「転用行為の妨げとなる権利を有する者」には当たらないという説明がありましたが、もう少し詳しく説明していただけますか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

農地法の中に規定があるのですが、転用行為の妨げとなる権利を有する者とは、その農地の耕作権、賃借権を有する方という解釈がされており、該当する農地の隣接地の所有者は、転用行為によって権利を妨げられる者にはあたらないと解されております。壬生町では、転用する際に、隣接土地所有者から同意

書をいただいておりますが、必ずしも同意書を得なくてもよいということになっており、現に他の市町では同意書を得ていないところもあります。今回は、転用する農地の隣接農地所有者からの反対があったということですが、そのことで農地転用の適否を妨げられるものではないと考えられるということでもあります。

○議長　今回は、申請地の\_\_\_の農地の所有者から、日陰になってしまうから同意出来ないということですが、\_\_\_隣接地の所有者が日陰になってしまうからということで、この農地に家を建てるということに反対出来ないというか、許可出来ないということではないのですよね。

●事務局（今野大地農地調整係長）

農地法第5条許可申請について、\_\_\_の農地所有者から反対されていることをもって、不許可には出来ないということになります。多少日影ができてしましますが、一般基準の中で、周辺農地の営農状況に支障が生ずる場合は許可出来ないということがありますが、その観点で見た時に、平屋建てであり、\_\_\_の農地も広いため、多少影ができて、許可出来ないほど営農状況に支障が生ずるということにはあたらないと考えられます。

○議長　この申請地の\_\_\_は家が建っているのですよね。そして、\_\_\_にも家が建っているのですよね。

●事務局（今野大地農地調整係長）

\_\_\_には家は建っていません。

○議長　農地法には問題ないということですが、建物を建てるにも問題ないということですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

開発許可の方とも調整が済んでいると聞いています。

○議長　4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

先ほど農地転用許可には問題ないとのことでしたが、同意していないということは、今後申請者と隣接農地所有者とでいざこざが生じる可能性についても

問題はないのでしょうか。

○議長 問題になる可能性はあるかもしれませんが、例えば境界に塀を作る際には、立ち合いをお願いすることになると思いますが、そのような場合等に、ないとは言いきれません。ただ、農地法では関係ないということです。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員

陰になる建物の高さは決まっているのですか。今回は平屋建てで、一部だけ高く、高さが\_\_\_mほどになっているのですよね。全部3階建てというような場合は許可にならないのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

例えば高層マンション等、\_\_\_の農地が全部日陰になってしまうような場合は不許可の要因に入ってくるかもしれませんが。

○議長 高橋委員、この点についてはどうですか。

●3番 高橋 宏治 委員

今の議論のとおりだと思います。逆に、隣接土地所有者の同意がないため、不許可にしてしまうと、何を根拠に不許可にしたのかと申請人から言われてしまうと思いますので、やむなしかと思います。

○議長 農地法で問題ないということであれば許可やむなしになるのは普通の成り行きかと思いますが。その後の問題は別の問題となりますので。今回の件は、事務局からの説明、現地調査の結果報告による判断でいいと思います。

その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告いたします。

申請地は、\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_を挟んで南西へ約400mのところ  
に位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書等によりますと、賃借人は鹿沼土・赤玉土の採取・販売を生業として  
しております。赤玉土・鹿沼土採取のため、隣接地から保安距離を東側、南側  
1m、西側、北側2mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削  
の深さは3mを予定しております。採取した用土の販売は、\_\_\_\_\_内の有限会  
社\_\_\_\_\_を予定しており、埋戻用土は\_\_\_\_\_内の\_\_\_\_\_株式会  
社から第2種・3種の建設発生土を予定しております。

事業資金\_\_\_\_\_万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が  
添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、赤玉土・鹿沼土採取のための一時  
転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思  
われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、  
副調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項につ  
いて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告いたします。

申請地は、\_\_\_\_\_から西へ約150mのところ position しており、農振農用地に該当します。

事業計画書等によりますと、賃借人は鹿沼土・赤玉土の採取・販売を生業にしている他、\_\_\_\_\_公共工事等を請け負っております。赤玉土を採取し、埋戻をした後、この土地は最終的に\_\_\_\_\_建設の土地の一部となる予定です。隣接地から保安距離を東側、南側、北側は1m確保し、同意のとれていない西側は5mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは2mを予定しております。採取した用土の販売先は、有限会社\_\_\_\_\_産業を予定しており、埋戻用土は自社でストックしている県内公共工事の建設残土を予定しております。

事業資金\_\_\_\_\_万円は、融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、赤玉土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、副調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 私から一つよろしいですか。

期間は4ヶ月となっておりますが、大丈夫なのですか。

●事務局 (今野大地農地調整係長)

この土地は\_\_\_\_\_の建設予定地で買収が決まっており、それまでには採取を絶対終わらせなくてはならないため、期間についてもわかっているということです。

○議長 買収の決まっているこのような土地で、鹿沼土等を採取してもいいのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

\_\_\_\_\_ 建設計画の方でも調整がついているそうです。

●8番 琴寄 成人 委員

土堀をしながら同時に埋め戻してしまうようです。建設工事の開始時期が決まっているので、それまでに工事を終わりにしなければならないそうです。

○議長 \_\_\_\_\_ ほどこの事業なのですか。

●7番 葭葉 孝男 委員

現地調査の際に、\_\_\_\_の\_\_\_\_\_という話が出ていたので、\_\_\_\_の事業なのでは。

○議長 \_\_\_\_\_ というと\_\_\_\_の事業なのでは。

●7番 葭葉 孝男 委員

地権者は農地の全部ではなく、一部しか買ってもらえなかったそうです。

○議長 その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野大地農地調整係長）

それでは、議案第3号「農地法第5条の許可後の事業計画変更申請の件について」、ご説明します。

第1項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (中泉)  
\_\_\_\_\_ (宇都宮市)  
\_\_\_\_\_ (中泉)  
\_\_\_\_\_ (中泉)

賃借人 有限会社 \_\_\_\_\_  
代表取締役 \_\_\_\_\_ (鹿沼市)

(土地の表示)

|               |    |  |
|---------------|----|--|
| 壬生町大字中泉 _____ | 畑  | 1 3 8 8 m <sup>2</sup>                                     |
| 壬生町大字中泉 _____ | 畑  | 9 0 9 m <sup>2</sup> のうち<br>1 1 . 1 7 m <sup>2</sup>       |
| 壬生町大字中泉 _____ | 畑  | 9 9 5 m <sup>2</sup> のうち<br>1 5 . 4 4 m <sup>2</sup>       |
| 壬生町大字中泉 _____ | 畑  | 1 3 7 8 m <sup>2</sup> のうち<br>3 5 . 0 8 m <sup>2</sup>     |
|               | 合計 | 4 6 7 0 m <sup>2</sup> のうち<br>1 4 4 9 . 6 9 m <sup>2</sup> |

園芸用土採取を目的として令和7年5月20日付で一時転用の許可を受けておりますが、今回、令和9年5月19日までの1年間の許可期間の延長を目的とした事業計画の変更申請となっております。

第2項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (富山県富山市)

賃借人 有限会社 \_\_\_\_\_  
代表取締役 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)

(土地の表示)

|               |    |           |
|---------------|----|-----------|
| 壬生町大字福和田_____ | 畑  | 13203㎡のうち |
|               |    | 8179.89㎡  |
| 壬生町大字福和田_____ | 畑  | 1789㎡     |
|               | 合計 | 14992㎡のうち |
|               |    | 9968.89㎡  |

園芸用土採取を目的として令和6年4月26日付で一時転用の許可を受け、令和7年4月21日付で1年間の許可期間の延長を目的とした事業計画変更の許可を受けておりますが、今回、令和9年4月25日までの1年間の許可期間の延長を目的とした事業計画の変更申請となっております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る4月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 7番 葭葉 孝男 委員 から現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 7番 葭葉 孝男 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ4月15日水曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

本案件については、転用目的が園芸用土採取で許可を受けていたものを、令和9年5月19日まで許可期限を延長するものです。期間延長の理由については、赤玉土・鹿沼土の品質が想定していたものより悪く、販売先に計画的に受け入れてもらえなかったため、埋戻の時間が確保出来なくなったためです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、副調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項について、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。  
第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

●7番 葭葉 孝男 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告いたします。

本案件については、転用目的が園芸用土採取で許可を受けていたものを、令和9年4月25日まで許可期限を延長するものです。期間延長の理由については、赤玉土・鹿沼土の品質が想定していた物よりも悪く、販売先に計画的に受け入れてもらえなかったため、埋戻の時間が確保出来なかったためです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。

本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、議案第4号「壬生町農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野大地農地調整係長）

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第3項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書6ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が8件、面積合計が17,551㎡となっております。

続いて、議案書7ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請が1件、面積合計6,370㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積等促進計画の件につ

いて」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

---

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の8ページのとおり2件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 琴寄 成人 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。3月22日に、私と大橋和枝推進委員、願出人の\_\_\_\_\_氏の息子の\_\_\_\_\_氏とともに現地を確認してまいりました。昭和44年に納屋を建築した時から宅地として利用していることを確認してまいりましたので、審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 続いて第2項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●4番 刀川 正己 委員（2項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第2項の件についてご報告いたします。去る3月27日に、私と糸川洋一推進委員、願出人の\_\_\_\_\_氏と業者の\_\_\_\_\_氏立会いの

もと現地を確認してまいりました。昭和54年頃から宅地として利用していることを確認してきました。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

---

○議長 次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の9ページから12ページのとおり10件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の13ページのとおり7件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたの

で、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

---

○議長 次に、報告第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり説明

報告第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」は、議案書の15ページのとおり4件がございました。

農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進法（地域計画）』を変更することについて、同法同条第6号の規定に基づき農業委員会に意見聴取ということで事前調整を求められたものです。

転用目的は、1件が駐車場敷地、2件が太陽光設備設置、1件が住宅用敷地となっており、16ページから18ページに該当農地を示す目標地図が添付されております。

今回の地域計画から除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられることから、事務局長専決で、原案のとおり「意見なし」とし、町に意見を送付しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

○議長 報告第5号「農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第5号「農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願の件について」は、議案書の20ページのとおり1件の申請がございました。

内容については、令和8年2月9日付壬農委第119号にて、共同住宅敷地のための売買による所有権移転として、届出受理書を交付した案件です。

取消理由に記載のある通り、譲受人が変更になったことから、令和8年4月8日付で株式会社\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_株式会社より、農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願が提出され、令和8年4月9日付で書類を受理いたしました。

この農地につきましては、議案書13ページの報告第3号第6項案件として、本案件の願出人の株式会社\_\_\_\_\_が譲渡人として、株式会社\_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_氏が譲受人として、改めて農地法第5条の規定による農地転用届出が提出されております。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号は終わります。

---

○議長 その他に何かございますか。

(意見なし)

---

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第34回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前10時10分閉会】

会長 大橋 好一

2番 安納 一雄

4番 刃川 正巳